第２回　新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会
議事概要

日　時：令和７年２月19日（木）13:00～15:40
場　所：虎ノ門37森ビル12階会議室（Web会議併用）
出席者：湯浅座長、生野参与、大塚参与、岡本参与、黒田参与、溜箭参与、
　　豊福参与、林参与、藤谷参与、松元参与
事務局：高角局長、大野次長、魚井課長、鈴木法令基準室長、古谷企画官

【議事】
「本日主に議論していただきたい事項」に関する意見交換
①　公益信託における財務規律関係
②　公益信託認可等の手続関係
③　第１回を踏まえた検討
④　公益信託における計算規則の考え方
⑤　自由討議

【概要】
○　事務局から、資料１に基づき説明を行った。参与からの主な意見は以下の通り。

①　公益信託における財務規律関係
ア　公益事務割合の規律
- ✓ 参考資料４にある通り、把握ができる現在の公益信託344件のうち、65件（18%）は80%を達成できていない状況であり、80%という基準割合の設定は厳しい。80%に達していない公益信託としては、規模が小さいものが挙げられ、信託報酬の最低額があるため、事業費全体が小さくなり、信託報酬の割合が高くなる。一般的に残高が小さくなると類似の基金に寄附をしている。奨学金や助成金の対象が市町村単位であるなど、公益目的の範囲が狭い公益信託では、募集をかけても応募が少ないものがあり、現状、範囲を広げるなどの工夫をしている。
- ✓ 規模に応じて基準割合を設定することもあり得るのではないか。
- ✓ 基準割合を80%に設定することはリスキーと考える。公益法人並びで50%でもよいのではないか。事業型といわれる公益信託がどのようなものになるかも分からない。規模の大小によって差異を設けると小さいものへのインセンティブとなってしまう。小規模の公益信託における適正な水準にあわせて始め

てみるのがいいのではないか。

イ　特定資産公益信託の規律

- ✓ 案１については将来の寄附額等を想定することが困難なため信託銀行における対応は困難。案２については契約の記載方法が明らかになるとともに、「監督上の措置」について、仮に抵触した場合でも合理的な理由の説明にて容認される仕組みや具体的対応がガイドライン等で明記されるようであれば、対応可能。
- ✓ 運用収益で助成等を行う公益信託において、その元本は死蔵とは言わないのではないか。そのようなものは特定資産公益信託以外の公益信託でやっていけばいいというものと理解したが、元本を維持し、公益のために永続的に事務を行うような公益信託をデフォルトとして特定資産公益信託以外の公益信託にしっかり誘導していくことが必要。
- ✓ 特定資産公益信託の規律として適切な運用収益も上げないということになるのは問題があるのではないか。諸外国では適切な運用収益を上げないことが忠実義務違反となる。特定資産公益信託に関して、表彰式等の助成等に付随する事務として認められる事務の範囲について明確化すべき。
- ✓ 案２に案３又は案４を加える方向に賛成。特定資産公益信託の信託財産残高が増えないことを明確にする意図があると理解した。なお、案２について、最低限のデフォルトルールであり、信託行為の定めによりこれを超えて支出することもあり得ると考える。

ウ　信託報酬の規律

- ✓ 信託銀行は多岐にわたる業務を営んでおり、一つの商品でも複数の社内組織が複雑に関わっている。そのため積算的に人件費を算出することは不可能。また事業会社では、個別部署や従業員毎の人件費を開示しないことが一般的である。
- ✓ 共同受託者間における職務の範囲や報酬の割り振りを開示することは困難である。
- ✓ 共同受託における報酬の内訳は明らかにした方が良い。公益信託報酬における不当に高額の目線については総額のみが考慮されるべきであるが、特別の利益供与の問題では内訳が必要となるのではないか。例えば委託者の関係者が共同受託者になり、特別の利益を供与していた場合、それが分からない。

②　公益信託認可等の手続関係

ア　受託者要件

- ✓ 受託者の能力審査について、複数の受託者がいる場合、個々の受託者の能力を審査するのであれば、公益法人より厳しくなるのではないか。公益法人においては、個々の理事の能力まで審査事項ではない。信託管理人も含めた公益信託全体で見るべきであると考える。
- ✓ 受託者が複数いる場合、個々の受託者について能力要件を満たすかを確認することは適切でないという意見には賛成する。この場合、共同受託者全体の能力要件をもって判断すべきであるが、信託管理人まで含めて判断することは適切ではない。信託管理人はあくまで受託者の監督者としての能力を見られるべきである。
- ✓ 自然人については、共同受託者をデフォルトとしているといった誤解を与えないように説明をしてほしい。
- ✓ 諸外国の公益信託と比較した場合に、受託者に対して、犯歴等の欠格事由は定められているものの、能力要件までは定められていない事例が圧倒的に多いと思う。受託者は、行政庁に対して定期提出書類等を毎年提出する義務を負い、例えば提出ができない等の事情があった場合に、適格性がないものと事後的に規制するということでもいいのではないか。
- ✓ 要件として求めるレベルが高すぎるという意見があるが、絶対外してはいけないことは、分別管理等であり、それに加え、公益信託としての成功を望む目線での要件も含まれていると感じる。内閣府令で定める事項でもあり、最低限の要件から組み立ててみるほうがいいのではないか。

イ　信託管理人要件

- ✓ 受託者が自然人の場合、信託管理人の要件として、当該公益事務の専門性を有し、かつ、分別管理等の財産管理の適正性の判断できる者が求められるとされているが、両方の能力を有する者はなかなか存在しないものと考える。その場合、複数の信託管理人を選任する方法も考えられるということを明らかにしていくべきではないか。
- ✓ 信託管理人について、会計士等の士業が例示されているが、報酬等の問題もあり、ある程度規模の大きい公益信託でない限り、難しいのではないかと考える。

ウ　提出書類関係

- ✓ 公益信託認可の申請書類や定期書類については、資料でその書類名が示されているが、もう少し詳細に実際の記載内容等が示されないとイメージが湧かない部分がある。現行実務における申請書、定期提出書類を共有しながら、足りているものと不足しているものの認識合わせをし、特に不足する情報については

その内容や必要性について、議論をしたい。なお、地方税の納税証明書について信託銀行では、全国に不動産を保有していること等から負担が過剰となる。例えば、自社を例にとっても全て提出する場合500件程度の量となり現実的ではない。

- ✓ できるだけ提出書類は少なくしてほしい。また、書面をPDF化して提出するのでなく、例えば信託管理人による承認等、オンラインでチェックが完結するような仕組みとしてほしい。

③　第1回を踏まえた検討

ア　信託行為の記載事項

- ✓ 相対的記載事項について整理はされたと思うが、求めすぎではないかという印象を受ける。例えば、存続期間も寄附の受入れ状況において変わり得ると思われ、変更に認可が必要となると機動的な運営の支障となりかねない。代表受託者に関しては信託法にない概念であり、権限等をどう考えるのかという問題も生じる。また、委託や合議制機関についても、事業を行いながら都度判断をしていくものと考えられ、それら全てを信託行為に書くことは現実的ではないのではないか。
- ✓ 公益信託の機動的な運営を阻害したくないが、事務局提案の信託行為に定める事項については、公益信託認可において、何れも必須な要件であると思われ、事務局提案に賛成する。
- ✓ 任意的記載事項に関して、届出事項と整理していることは、わかりやすさの観点からはよいと思うが、任意的記載事項の中でも公益信託認可における公益性の判断において、重要な事項も存在するのではないか。内容によっては、変更認可事項にすることができるよう余地を残したほうがいいと思う。
- ✓ 合議制機関とは、様々なものが想定されると思うが、信託行為に定めるべき合議制機関の類型を示すことも一案ではないか。例えば、信託財産の運用のためのものや、公益事務の中核的な内容の意思決定をするためのものといった例示があるとわかりやすい。

イ　特別の利益を与えてはいけない者の範囲

- ✓ 財産拠出者である委託者がその関係者を使って、実質的に拠出した財産を戻すようなことにならないよう考慮すべきと思う。委託者が法人の場合の設立者、基金の拠出者は、前回の議論を踏まえ削除しているが、委託者に対して類型的に影響力がある者と考えられ、再検討すべきであると思う。一方で、株式会社における設立者まで範囲を広げる必要がないと思われ、財団法人の拠出者等に限定するべきではないか。加えて、委託者については、委託者の親会社や子会

社を範囲に含めていないが、設立者等と同様の理由により含めるべきではないかと考える。

④　公益信託における計算規則の考え方

- ✓ 規模の小さい公益信託については、損益計算書ではなく収支決算書で書類作成を簡便にできるようにしてほしい。

⑤　自由討議

- ✓ モデル契約については、助成型である特定資産公益信託と規模の小さい事業型があるといいのではないかと思う。規模が大きいものは公益法人でいいのではないか。
- ✓ モデル契約は、助成型と事業型を最低限揃え、法律の施行後にも類型を増やしていけばいいのではないか。
- ✓ 高度な運用をして財産を増やし、助成していくモデルについても、モデル契約を作るべきではないか。
- ✓ 信託の受託者としてあまり経験値が低い者が受託者として参入することを想定すると、公益信託法のルールだけでなく、信託法における重要なルールである分別管理義務や利益相反行為等もガイドラインにおいて解説できるといいのではないか。
- ✓ 申請書や定期提出書類の記入見本があると初めての受託者にとってもとっつきやすいと思う。
- ✓ 公益法人が受託者となる場合に、当該法人に対して助成ができるのか、選考委員会を当該法人において既に設置しているものと別につくらないといけないのか等利益相反等の問題は整理する必要があるように思う。
- ✓ ガバナンスが弱い団体が受託者になる場合、公益信託全体の体制で見ていくことが重要という議論があったが、どういった場合に問題がないかという点に関してもう少し議論が必要であると思う。

以上